

# 平成 2 1 年川西町議会 第 4 回定例会会議録

開会 平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日  
閉会 平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

平成 2 1 年川西町議会  
第 4 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

平成21年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成21年12月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成21年12月10日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 中川直樹	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 今田吉昭 議員	6番 寺澤秀和 議員

川西町議会第4回定例会(議事日程)

平成21年12月10日(木) 午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
第4		一般質問
第5	議案第50号	平成21年度川西町一般会計補正予算について
第6	議案第51号	平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第7	議案第52号	平成21年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第8	議案第53号	平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第9	議案第54号	平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第10	議案第55号	平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第11	議案第56号	平成21年度水道事業会計補正予算について
第12	議案第57号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
第13	議案第58号	川西町介護保険条例の一部改正について
第14	議案第59号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
第15	議案第60号	川西町企業立地促進条例の制定について
第16	議案第61号	国保中央病院組合規約の変更について
第17	発議第4号	非核日本宣言を求める意見書について

(午前 10 時 00 分 開会)

議 長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。  
これより平成 21 年川西町議会第 4 回定例会を開会いたします。  
会議に先立ち、12 番 石田晏三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。  
ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。  
町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。  
町長。

町 長 (上田直朗君) おはようございます。  
本日、川西町議会第 4 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、年末の何かと御多忙の中、早朝より御参集いただきまして、大変御苦労さんでございます。  
議員各位には、平素から川西町の町政進展に何かと御尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。  
本日提案いたします議案は 12 案件と、多数の議案を提出いたしております。予算の調整を行います各会計の補正予算、法律等の改正に伴います関係条例の改正案、そして、規約の整備を行います変更案件、そのほか新しく制定いたします川西町企業立地促進条例の制定も提案いたしております。  
いずれも重要案件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 (森本修司君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、5 番 今田吉昭君及び 6 番 寺澤秀和君を指名いたします。  
日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日より 14 日までの 5 日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より 14 日までの 5 日間と決定いたします。  
日程第 3、諸報告に入ります。  
議長報告として、国に対する 30 人以下学級の実現、県に対する正規職員の大幅増などを求める意見書が提出されておりますので、御清覧おき願います。  
町長報告として、報告第 8 号、平成 21 年 9 月から平成 21 年 11 月期までの例月出納検査の結果報告を、木村監査委員より報告を求めます。  
木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成21年9月から11月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成21年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについて、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

質問を許します。

10番 芝和也君。

10番議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

内容につきましては、既に通告してありますように、反核・平和の取り組みについてであります。

この問題に関しましては、我々日本国民は、世界で唯一の被爆国の国民として、被爆者の皆さんを先頭とともに連帯して廃絶に向けての意思を固め合い、毎年8月6日と9日の原爆慰霊の日には、二度と再び同じ惨禍の起こることのないように決意を新たにし、現存するすべての核兵器の廃絶に向けての決意と誓いを犠牲になられたすべての皆さんにささげると同時に、世界に向けてその意思を発信し続けているところであります。

御承知のとおり、被爆の影響は、原爆投下から間もなく65年の歳月が流れますが、被爆者の皆さんの体をむしばみ続け、いまだに癒えることはなく、苦しみ続けておられる現実の問題として残っております。また、その惨劇を後世に伝えるべく、実体験を語り継ぐ活動を少なくない被爆者の皆さんが担っておられます。そのおかげで、我々も直接当時の模様をお伺いすることもでき、核兵器がもたらす破壊のすさまじさと及ぼす被害の影響についても認識をすることができるのであります。

ちょうど今年は、町長も一緒に被爆の体験談をお伺いする機会を得ることができました。生々しい当時の模様をお伺いし、町長御自身もさまざまに御感想をお持ちのことと存じます。まずは御自身の率直な御感想をお聞かせください。

さて、皆さん御承知のとおり、1945年8月6日に広島に、9日に長崎に原爆が投下され、今日まで64年の月日が経過しましたが、世界にはいまだに2万6,000発以上もの核兵器が存在すると言われておりますし、そのもとで暮らす全人類を初めとするおよそすべての生命体が核の脅威にさらされているのが現実です。この核兵器が1発でも使われますと、その被害は広島・長崎の比ではありません。だからこそ核兵器廃絶の世論と運動が絶える

ことなく押し進められて、世界諸国民のさまざまな努力があって、一時は5万発を優に超えていたところから現在に至っているのが重要な点であります。そこには、核兵器と人類の共存はあり得ないし、ひとたび使われれば人類滅亡に直面することからも、結局のところ、実際の使用は事実上不可能な兵器になっているのが核保有国の首脳陣の言明からもうかがえるし、広島・長崎以来、実験以外ではただの1発も使用されてこなかったことが、そのことを立証し、物語っているところでもあります。

折しも来年、2010年は、核不拡散条約再検討会議が開かれる年に当たります。アメリカ、ロシア、フランス、インド、中国の核保有5カ国が2000年のNPTの会合の折に、お互い自らの核兵器の廃絶に合意していますが、この10年の間には米国の政策転換等もあり、遅々としてその進展は見られていませんでしたが、米国の政権が交代し、新たに発足したオバマ政権は、米国は世界でただ一つの核兵器を使用したことがある国だから、ひときわ道義的責任があるとして、核兵器の廃絶を世界に呼びかけています。ですから、来年のNPT再検討会議が2000年の合意に基づいて廃絶へのプロセスを進展させる方向につながる会議となるように大いに期待をするところでもありますし、世界人民が注目しているところでもあります。

そこで、本町の取り組みについてであります。1985年9月26日に本町で決議した非核宣言都市として、それにふさわしい自治体の取り組みを具体的に進めながら、NPT再検討会議が実際に核兵器廃絶へ成果を結べるよう、その進展に力を注がれんことを町長に強く進言し、次の諸点の実施を求める次第であります。

まずは、非核・平和宣言の具体化として、非核・平和行政の推進に関する条例等を制定し、平和事業の進展として、毎年の原爆慰霊の月に合わせて原爆パネル展の8月開催や、図書館を利用して平和関連図書等の特設コーナーの常設化や、非核宣言都市の看板設置やロゴなどを作成し、住民の目に触れる機会を増やして周知と啓発に努めることや、平和基金などを設けて関連事業等への予算化を図るなどの事業展開を求めます。

また、非核宣言都市の連帯の取り組みとして、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することをうたっている日本非核宣言自治体協議会へ参加をし、同様の趣旨で行動する自治体と連帯して、核兵器の廃絶に向けて行動することを提案し、取り組みを求める次第であります。

以上、本町での反核・平和の取り組みへの具体化についての御答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今年、視察をしてまいりまして、広島への被爆の体験談を聞かせていただきました。まずその感想から申し上げたいと思います。

その体験を語ってくださったのは池田さんという方のございまして、その当時は12歳だったというふうに承っております。本当にまだ小さい年齢のときでございましたので、やはり自分のことで精いっぱいだったと思ひ

ます。したがって、その話の内容も、どちらかといいますと自分を中心にした話が多かったように思います。やはり池田さんよりも年上の、もうちょっと社会を見られる年の方々の話を聞かせてもらいますと、周辺の状況も含めてもう少し深くと申しますか、幅広く、我々も聞かせていただけたのではないかなと思いますけれども、年齢を計算しますと、今はもう池田さんも七十五、六歳でございますので、それよりも上の方と申しますと、もう80歳を超えておられる方になってまいりますので、そうした方々は、もうそうした語り部の活動をしてもらうことが無理ではないかなと思いますし、被爆された方々の年齢も大変高齢化してきているなという思いをいたしております。こうした方々のそういう話をこれからも伝えていく、それを保存していく手だてを考えてくださっているのかなというふうに思っております。やはり本人からそうした話を聞くということは、真実味がございまして、我々にそうしたことが実感として伝わってくるわけでございますので、非常に大切だと思いますけれども、これからはこうした方々もだんだんとお年を召していかなれますので、それを残していく手だてを考えていただきたいなど、こういうふうに考えております。

それから、資料館の写真展示でございますけれども、今までもいろんな雑誌あるいは写真を見まして、実地に見てきたところでございますけれども、何分にも当時は非常に物資の不足の時代でございましたし、また、突然のことで非常に混乱の状況の中ですので、残されている資料と申しますか、それが非常に少ないように思います。したがって、あのときに見せてもらったこと、そしてまた以前から雑誌や写真を見てきたのと、ほとんどよく似た部分が大変多うございました。そしてまた、最近アメリカのほうからもその当時の記録写真とかが公表されておまして、それをまた新たな思いとして見させていただいているところでございますけれども、やはりこうした資料も十分に大切に保存して、次の世代の皆さんにも伝えていく、このことをやはりこれから考えていただきたいなど、こういうふうに思っております。もう過ちは二度と繰り返しませんという誓いの言葉を大切にしていきたいと思っておりますし、私たちが戦没者追悼式の際には、常にそうしたことを英霊の方々に申し上げているわけでございます。これからもそうしたことを大切にしていきたい、こういうふうに思っております。

そうしたことから、芝議員がおっしゃいましたように、NPT、核不拡散条約の再検討会議についても今進められております。また、アメリカのオバマ大統領もそうしたことに非常に積極的に取り組んでいこうとしておられますので、大変関心を持っているところでございます。1950年に発効しました核不拡散条約は、非核国は核武装しないことを約束して、核保有国は核の軍縮義務を負うもので、日本も昭和51年に批准いたしております。日本国としては、この核不拡散条約を非核への第一歩として強化するべきとの立場でありますけれども、核の保有国でありますインド、パキスタン、さらには疑惑の国でありますイスラエルの非加盟、また北朝鮮の脱退など、弱体化



が見られるのはまことに残念な状況であると言わざるを得ないと思います。

次に、核不拡散条約の再検討会議は、来年、2010年5月にニューヨークで開催されますが、アメリカのオバマ大統領は、これを強化して協力の基盤とすると述べており、その成果が期待されておるところでございます。

ただ、この問題を町としての立場で考えますと、核不拡散条約再検討会議等の外交問題は、国が国策として行うべきものでございます。しかしながら、町といたしましても、平和に人の命と生活を守ることの大切さを伝えて啓発していくことは大変大切なことと考えております。川西町では、今議員がおっしゃいましたように、昭和60年9月に町議会として非核・平和都市宣言の議決をしていただいております。さきの戦争に思いを寄せ、平和への誓いを新たにするため、町主催の戦没者追悼式を毎年行っているところがございます。さらに、本町の川西小学校の修学旅行では、毎年広島を訪れて、原爆資料館で大量破壊兵器の実態を知り、唯一の被爆国としての非核・平和への思いを若い世代に伝えているところがございます。また、人権教育として、戦争の悲惨さや非人間性を取り上げて啓発を進めてきたところがございます。

町といたしましては、今後も核兵器の大量破壊兵器や戦争の非人間性を重大な人権問題ととらえて、非核・平和宣言の趣旨にのっとり各種戦争資料の展示等を通して町民の皆さんの目に見えるような形で啓発活動を行ってまいりたいというふう考えております。

次に、日本非核宣言自治体協議会への参加の件でございますけれども、日本非核宣言自治体協議会は、全世界の自治体に核兵器廃絶・平和宣言を呼びかけ、非核都市宣言を実施した自治体間協力体制の確立を目的としたものであり、平成21年12月1日現在で、全国258の自治体が加盟をいたしております。しかし、川西町を含め非核宣言を行った全国の自治体は1,497あることから、その加盟率は約18%弱でございます。奈良県では奈良市と大和高田市の2団体にとどまっております。本町といたしましては、この協議会の設立趣旨に何ら反対するものではございませんが、一定の負担金が発生するというのもございます。また、財政負担が生じることや、団体組織の見直しという社会情勢の中では、全国組織に新たに加入することには慎重にしたいと考えております。

また、平和基金、平和条例につきましても、全国的に見ましても条例の制定、基金の積み立てを行っているのは、神奈川県藤沢市などごく少数でありまして、当町の財政状況を考慮しますと、これも同様に慎重に対応してまいりたい、このように思っております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、非核・平和活動を先ほど申しました町民への啓発活動を主として行ってまいりたい、このように思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝和也君） 被爆の体験談の町長の御感想をお聞かせいただきましたけれども、一緒に聞いて、私自身はこれまでも幾人の方からも被爆の体験

談を聞く機会もございましたし、町長がおっしゃいましたように、今でいいますと90歳から上に達しておられる皆さんから20年ぐらい前に聞かせていただいたこともありますから、そういう意味では、実体験としては、この間の池田さんとはまた違う話でありました。いずれにしても、あのとき印象に残りましたのは、平和記念館の展示の様相がこれだけしか伝えられないのかということをおっしゃっていたのが非常に印象に残っています。私らですと、ああいうパネル展示なり当時の様相を再現したのを見たら、「これはえらいことやな。すごかってんな」という思いになりますけれども、実際それを体験なさった方からすると、こんなものではないという感覚なんだなというのがありましたので、そういう点では、町長もおっしゃっていましたように、ああいう機会に我々聞いた者がそれを通じて伝えることも大切ですし、そういう語り部の皆さんの活動を、まだ元気で頑張っていらっしゃる間に記録として残しておいて、後世に伝えていくべきものだというふうにも思っています。そういう点では町長とも同感であります。

その上に立って、そういった平和あるいは特に核兵器廃絶、これに向けての活動を地方自治体としてどう取り組んでいくのかということなんですけれども、具体的取り組みをしていこうと思えば、それを行動としている地方団体同士の協議会でともにスクラムを組んで取り組みを進めていくのが、状況等やリアルな実態や、あるいは調査能力、そんなことを踏まえましても、大いに参考になる点もあるというふうに私は思います。町長自身、日本非核宣言自治体協議会の活動や設立の趣旨に反対するものではないということでありました。負担が必要との話もありましたけれども、基本的に毎年の必要経費でいいますと、2万円程度の団体分担金というのは課せられますけれども、あとの活動というのはそれぞれの自治体の内部でやることですし、そう財政的な負担になるものではないというふうに思います。そういうことよりも、むしろ得るもののほうが多いと思うんです。特に、独自に調査をするということになりますとなかなか大変ですけれども、そういった団体を通じての調査の情報が密に交流されますし、それらを通じて、町長がおっしゃっていました住民に対する啓発活動なんかにも大いに力点を置いていくためには、プラスに働くものというふうに思いますので、そういう点では、現在もいろんな協議会に参加していますけれども、その一つに考えていただいて、ぜひ参加する方向で再考願いたいというふうに思います。

それと、啓発を通じて、せつかく非核宣言をしている自治体ですから、そういう点では、何がしかのロゴをつくるなり、広報に入れるなり、あるいは啓発看板を設置するなり、そういう目に見える形での住民啓発、PRというのをこれまでの取り組みに加えて実施をしていくことが、町長がおっしゃっていた啓発に努めていく具体的な取り組みの一つにもなってくるというふうにも思いますので、そういう点で、実際目に見える取り組みとして、形で残るもの、そして、いろんな集会やパネル展や戦争展、そういったものを通じて皆さんに訴えていくというあわせた取り組みになっていけばと思いますの

で、そういう点では、ぜひ積極的な住民啓発活動になるように、その点も再考をお願いしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

議  
町

長（森本修司君） 町長。

長（上田直朗君） 体験の話でございますけれども、我々も、特に大阪の近くにありましたので、大阪が空襲を受けたことがありました。そういうところでも被災された方々の話も聞いておりましたし、それとある程度似ている状況でございますけれども、原子爆弾による被害というのはそれどころではないことございまして、事前にそういうことを聞きながらあの話を聞かせてもらおうと、やはりちょっとひどいなという感じでございます。先ほど申しましたように、そうしたことを次の世代になかなか伝わっていかないのを、大事にしながら伝えていくことが大切だと思います。

非核と申しますと、やはりこれは世界的な話でございますので、国のほうに取り組んでいくべきだという思いが地方の自治体にもあるのではないかと。そうしたところからも、この協議会というのなかなか参加されないというか、そういう思いがあるんだと思います。我々もある程度の市町村が加入しますと、それはそれなりの大きな力になりますので、その加入している市町村の状況と申しますか、数が大きな力になってきますので、そういうふうによく多くの市町村が加入してまいりましたら、またそこに参加をして、その力になっていきたいと思うんですけれども、掛け金というのはおっしゃった程度なんですけれども、それぞれが大会をされますと、そこへまた参加するのに相当な旅費や宿泊費も必要になってきますので、やはりそうしたことも踏まえながら、多くの自治体が入って大きな力になってきたら、やはりみんなでもまたその力をさらに大きくしていくという思いを持って加入していきたいなというふうに思っております。

それから、啓発のことでございますけれども、市町村がそれぞれこのことだけの啓発ではなしに、今申しましたように人権を基本にしながら、あわせてこれをみんなに啓発していくということで、本町でも以前にそうしたパネル展などをしたことがございますけれども、こうしたこともあわせて適宜織り込んでいくのが大切ではないかと思っておりますし、やはり地域の皆さんに人権と平和・非核というものに関心を持ってもらう、これはそれぞれの市町村でやっていることだと思いますので、これは密にしていきたいと思っております。協議会の加入状況につきましては、そうした状況を見きわめながら、大きな力になってくるということになれば、やはりこれは加入していくことを検討したらいいのではないかなと思っております。

議

長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、議案第50号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第16、議案第61号、国保中央病院組合規約の変更についてま

での12議案について一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長(上田直朗君) 今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明を申し上げます。

まず、日程第5、議案第50号、平成21年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。12、13ページをお願いいたします。

まず、款1の議会費でございますが、30万8,000円の減額、これは、平成21年度の人事院勧告に基づきます給与等の改正及び共済費の負担率変更によるものでございます。

次に、款1の総務費、総務管理費といたしまして793万6,000円の増額、これは、平成21年の人事院勧告に基づきます給与等の改定によります減額でありましたが、一方、企画費におきまして平城遷都1300年記念行事として企画されております「奈良まるごと歴史体験博・磯城フェスタ」への負担金として30万円、防災無線維持管理費におきまして、全国瞬時警報システム導入のための工事費968万円の計上によるものでございます。

次に、徴税費で41万5,000円の減額、戸籍住民基本台帳費で1,000円の減額、ページをめくっていただきまして14ページでございますけれども、統計調査費での1万6,000円の増額は、いずれも平成21年の人事院勧告に基づきます給与費等の改定及び共済費の負担率の変更によるものでございます。

続きまして、款3の民生費、社会福祉費でございますが、1,034万9,000円の減額、これは、平成21年の人事院勧告に基づきます給与等の改定及び共済費の負担率変更によるもののほか、実績によりまして、社会福祉総務費、扶助費において更正医療費を500万円減額、老人福祉費 扶助費において老人保健措置費を440万円減額したことによるものでございます。

ページをめくっていただきまして、16、17ページでございます。

項2の児童福祉費では、82万4,000円の増額、これは、給与等の改定によるもののほか、児童措置費で保育所入所者の増によりまして、保育所措置費1,130万円の増額、そして、子育て応援特別手当費での子育て応援特別手当の執行停止によります974万1,000円の減額等によるものでございます。

次に、人権施策費では61万8,000円の減額、これは、平成21年の人事院勧告に基づきます給与等の改定及び共済費の負担率変更によるものでございます。

次に、18、19ページでございます。

衛生費の保健衛生費では、602万5,000円の増額、これは、給与等の

改定によりますもののほか、予備費におきまして、新型インフルエンザの予防接種費用として671万1,000円の増額によるものでございます。

次に、清掃費では76万6,000円の増額、これは、給与等の改定によるもののほか、緊急雇用創出交付金を活用して、ごみの適正排出の巡回指導を行う費用110万8,000円の計上によるものでございます。

次に、農商工業費の農業費では16万6,000円の減額、これは給与等の改定によるものでございます。

そして、土木費 土木管理費では74万9,000円の増額、これは、給与等の改定によるもののほか、町道の測量登記の増による100万円の増額によるものでございます。

道路橋梁費では15万9,000円の減額、これは給与の改正によるものでございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

こちら各項目において給与等の改定による給与、職員手当、共済等の調整を挙げさせていただいております。それ以外の主なものといたしましては、公共下水道費で繰出金の211万6,000円の増、これは、公共下水道事業におきます消費税の中間納付費用を支払うためのものでございます。

次に、款8の教育費に移っていただきまして、22、23ページでございます。社会教育費におきまして、社会教育総務費の委託料で167万4,000円の増、これは、電波障害対策としてケーブルテレビの幹線敷設費用を追加計上させていただいたものでございます。

次に、文化会館費の工事請負費で2,821万4,000円の増、これは、国の臨時経済対策、いわゆる交付金事業を活用して文化会館の設備機器の改修を行うものでございます。

次に、目5の文化事業費の委託料で100万円の増、これは、県の補助金の認証増に伴いまして、能楽公演の追加委託を行うものでございます。

次に、発掘調査費で200万円の増、これは、下永東方の公営住宅建てかえに伴います発掘調査費用を計上させていただいたものでございます。

次に、歳入についてでございます。戻っていただきまして、8、9ページでございます。

額の確定いたしました地方譲与税、交付金に所要の修正を行いますとともに、負担金、国庫支出金では、老人保護措置費用、保育費用等の実績による補正額に応じた修正を行っております。

10ページ、11ページでございますけれども、そのほか、子育て応援特別手当関連、新型インフルエンザワクチン接種助成等に係る県補助金及び繰越金を補正でお願いしております。歳出の財源として充てることにいたしております。

これらを合わせまして、歳入歳出それぞれ3,385万7,000円の増額補正をお願いするものでございまして、これによりまして平成21年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億8,156万4,000円とな

ります。

次に、議案第51号、平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。5、6ページでございます。

総務費では、給与等の改定による給料、職員手当、共済費等の調整を給与等の改正に伴いまして31万3,000円の減額、保険給付費及び老人保健医療費拠出金では、実績によりまして、退職被保険者の療養給付費で1,266万5,000円の増とするなどの所要の調整を行い、合わせまして1,311万9,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、5ページでございますけれども、療養給付費等の交付金、一般会計繰入金によって調整をいたしております。

これによりまして、この特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億6,751万6,000円となります。

次に、議案第52号、平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。4ページでございます。

歳出につきましては、給与等の改定による給料、職員手当、共済費等の調整により、11万4,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

これによりまして、この特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ8,846万2,000円となります。

次に、議案第53号、平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。6、7ページでございます。

歳出につきましては、給与費等の改定による給料、職員手当、共済費等の調整のほか、前年度事業の精算による返納等のため、合わせて90万9,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、5ページでございますけれども、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を充てることといたしております。この特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ6億1,088万9,000円となります。

次に、議案第54号、平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、給与等の改定による給料、職員手当、共済費等の調整によりまして25万5,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てることといたしております。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億2,589万9,000円となります。

次に、議案第55号、平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

給与等の改定による給料、職員手当、共済費等の調整を行いましたほか、消費税中間納付のため、合わせて211万6,000円の増額を行い、歳入につきましては、一般会計からの繰入金で賄うものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,2

49万4,000円となります。

次に、議案第56号、平成21年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

同会計につきましては、収益的収支のうち支出におきまして、給与等の改定により、職員給与費で37万7,000円の減額を行うものでございます。

これによりまして、同会計の収益的収入及び支出の予定額のうち水道事業費用の総額を2億4,419万1,000円とするものでございます。

以上が平成21年度補正予算関係でございます。

続きまして、議案第57号から第60号までの各条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案第57号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、平成20年の人事院勧告によりまして、民間企業の所定労働時間との均衡を図るため、職員の1日の勤務時間を現行の8時間から15分短縮して、7時間45分とするものでございます。施行日は平成22年4月1日といたしております。

次に、議案第58号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、介護保険の保険料の延滞金について、厚生年金あるいは国税徴収の例に倣い、記載のとおり規定を変更するものでございます。施行日につきましては、平成22年1月1日といたしております。

次に、議案第59号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

これも1枚めくっていただきまして、9月議会において後期高齢者医療の保険料の延滞金について、厚生年金あるいは国税徴収の例に倣い、規定を変更いたしました。その施行日を平成22年1月1日とするため、所要の修正を行うものでございます。

次に、議案第60号、川西町企業立地促進条例の制定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、川西町に企業等を立地するものに対しまして奨励金を交付することによって、産業の振興、雇用の促進を図り、町の経済活性化と住民生活の安定向上を目指すものでございます。

対象とする企業立地は、事務所等の設置に当たり、投下固定資産総額が1億円以上、従業員が常時10名以上とし、奨励金の額は固定資産税の10分の1相当額で、予算の範囲内として、交付は営業開始後5年間といたしております。

条例の施行日は、平成22年4月1日といたしております。

次に、議案第61号、国保中央病院組合規約の変更についてでございます。

これも1枚めくっていただきまして、これは、普通地方交付税の算定方法及び交付方法の変更に伴いまして、4町で分担しております国保病院運営負

担金の負担方法に関する規程について、特定町に交付されたものについては当該町で負担するように変更するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森本修司君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

本日提出されております日程第5から日程第16までの12議案につきましては、14日に審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、さよう決めます。

続きまして、日程第17、発議第4号、非核日本宣言を求める意見書についてを議題とし、提出者からの提案理由を求めます。

10番 芝和也君。

10番議員（芝和也君） それでは、非核日本宣言を求める意見書の御説明を申し上げます。

これは、先ほどの一般質問の町長とのやり取りの中でも話に出ていましたように、

まさに非核を求める国の取り組みの問題で意見を上げるものであります。

皆さん御承知のとおり、川西町としては非核自治体宣言を既に決議しております。奈良県下ではすべての自治体がこの決議を上げておりますし、全国的にいきますと、合併で自治体数が大分少なくなりましたけれども、全体の80%に当たる1,500ほどの自治体で非核自治体宣言というのが決議されています。

核兵器をめぐるこういった動きも、非核に向けて世論の高揚は日本全体を初め世界じゅうに共通する問題として出てきておりますし、政治の舞台でも、核保有超大国の一つのアメリカも政権がかわって、核兵器廃絶に向けての言明を世界に向けて呼びかけられる状況になってきていますので、そういう点では、そういう動きに呼応して、日本政府としても一層核兵器廃絶に向けてのプロセスを進めていっていただくために、非核自治体宣言の日本国版、非核日本宣言を打ち立てて、世界に発信していってもらうことを要請し、願う意見書文であります。

そういう意味で、議員の皆さんには、ぜひこの意見書の案文、趣旨に御賛同いただきまして、御議決くださいますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。



発議第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、11日から13日は休会とし、14日午前10時より再開いたします。

ありがとうございました。

(午前10時45分 散会)

平成 2 1 年川西町議会  
第 4 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

平成21年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成21年12月14日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成21年12月14日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正 12番 石田晏三	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 吉仲真一	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 今田吉昭 議員	6番 寺澤秀和 議員

川西町議会第4回定例会(議事日程)

平成21年12月14日(月) 午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	(追加日程)	質疑・討論 採決
第2	議案第62号	川西小学校地上デジタルテレビ等機器の取得について

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、先日上程されました議案第50号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第61号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの12議案について一括議題といたします。

過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

宗行議員。

4番議員(宗行正昭君) 議案第60号、川西町企業立地促進条例の制定について、2点ばかりお尋ねしたいことがございます。

補正予算とか、それから国の法律の改正による条例の一部改正案、これは、いわば手続議案なんですね。それに対してこの議案第60号は、川西町が独自に決定する実質条例案なんですね。それだけに、この条例内容に疑義、疑問点があってはならない。

そこで、お尋ねしたい第1点目は、第4条2項、奨励金は、立地した事業所の操業又は営業の開始後――全くそのとおりです――初めて固定資産税を支払う年度から起算して5年間――10年も20年もという話じゃない。5年だけの優遇措置、それもよくわかります――当該固定資産税の10分の1に相当する額とし――しかも、これ、奨励措置でありますから、予算案上は歳出項目として計上されてくるわけですね。単なる税の減免措置ではないわけです。「5年間10分の1まけたるから、おいでや」という話ですわな。ところが、その次に、予算の範囲内で交付するという、どうもわけのわからん項目がついておるんですな。例えば1,000万円の固定資産税の10分の1で100万円とします。ところが、予算が50万円しか組んでいなかったら、50万円しか払わんのかという話になってくるんですね。この辺がどうも疑義を生ずる条例の文案になっておるんです。

ここで私、条例案をいじれとは申し上げません。ただ、どの解釈できちんとなさるのか、これが疑義の1点目でございます。

それから、疑問の2点目は、立地促進条例でございますから、その条例案が議会で承認して成立すれば、当然日常の施行とか適用とか、これは町長権限に属することなので、そこには一切疑義はないのでございますが、これはもともと、おくやま問題から始まった話ですよ。そのために臨時に全員協議会まで急遽招集して、最初の説明の話から大分ごちゃごちゃして、特定の私企業だけを優遇するのか、へったくれとか、いろんな議論があったんですけども、最終的には、いかなる事業所であれ何であれ、きちんと適用でき

れば、それに対して川西町として初めて企業の誘致促進のための条例案を制定しようじゃないか、その条例をまた将来出してくださいよ、特に理事さんにとっては大仕事ですなど、僕は冷やかした記憶があるんですが、それぐらいいきさつ上はいろいろ議論があって、やっと今回条例の制定案にまで来たんです。

疑問の2点目は、議会が事前に承認とか事後承認とか、そういうことは申し上げません。しかし、あれだけそもそものいきさつがあれば、規則、細則を設けると書いてありますので、その細則、規則の中に一言ぐらい「こうしました」という議会に対する報告ぐらいはあっていいのではないか。その辺について当局はどのように考えておられるか。

1点目、条例案の中に疑義を生ずる文面があるように思うので、その解釈が一つと、それから、議会に対して一言ぐらいの事後説明があつてしかるべきということを規則の中でお考えになっておられるかどうか、その2点についてお尋ねいたしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今の質問でございますけれども、先ほど質問の中にもございましたとおり、おくやまが立地するにつきまして、そういうことも含めまして今後川西町で立地される企業についてあわせてしていくべきではないかという議員さんからの御意見もございまして、今回この条例を制定させていただきますところでございます。

今おっしゃったように、文面の中につきましては理事のほうから詳しく御説明させていただきましても、この12月議会に提出させていただくということは、委員会が開かれませんので、議員の皆さん方にそうしたことでいろんな意見を聞かせていただき、また、今後の執行に当たっていろんな意見を聞かせていただく機会がちょっとなかったもので、9月議会あるいは3月議会かと思っておったんですけれども、やはり早く条例を制定して、4月1日から施行するということになりますと、3月議会ではちょっと遅いのではないかなというところから、今になってしまったわけございまして、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

今後はこの中で規則をつくりまして、規則について制定した部分につきましては、4月1日施行までの間にしますので、それらにつきましては3月議会の各委員会の中でもまた説明させていただいて、規則でございますので、適宜皆さん方の意見を聞きながら定めていきたい、こういうふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

内容につきましては、理事のほうから御説明させていただきます。

議 長（森本修司君） 大山理事。

理 事（大山泰司君） 宗行議員から御質問のありました条例の中身の件でございます。解釈のほうはどのようになっているのかということでございます。

奨励金の額につきましては、議員おっしゃいましたように、条例第4条第2項に規定されておりました、各年度の当該固定資産税の10分の1に相当

する額とし、予算の範囲内としております。この規定の趣旨は、奨励金の額の計算については固定資産税の10分の1で計算するけれども、実際の交付金の額については予算の制約を受けますよと、こういう意味でございまして、この条例によって新規立地企業等に奨励金を出す場合につきましては、当然額を明示いたしました予算額を上程させていただくということになります。そのときに議会の承認をいただくという方式を想定しているものでございます。

したがいまして、提出いたします予算額につきましては、課されます固定資産税その他の条件によりまして規則で額を定めることというふうに考えております。その額は、条例に定める10分の1の枠内で町の財政状況、規模に応じて一覧表等で定めようというふうに考えております。例えば、固定資産税の額が1,000万円から1,500万円につきましては100万円であるとか、そういった形のものを想定しておりまして、それでこのような規定になったということでございます。

各町村でいろんな条例を定めておりますけれども、このような形、予算の範囲内という形の条例というのは、例えば御所市さんでありますとか、そういうところでもこういう形で定めております。

何にいたしましても、詳細につきましては規則に委任することになっておりますけれども、その中身につきましては十分御説明させていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきますようお願いいたします。

それと、予算の上程によりまして、企業の内容でありますとか考え方でありますとか、そういったことにつきましても審議等々で議会のほうでも十分に御理解いただける場がとれるのかなというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（森本修司君） 宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） おくやまのあれが、たしか固定資産税で1,200万円ぐらいの話でしたな。それに対して10分の1なら120万円やけど、100万円で頭切りしたいというあのときの話がありましたけど、それがやっぱりここへ出てきておるんですな。要するに、予算という形で頭切りをすると。そうしたときに、企業に対して、それは当然誘致条例ですから、オープン、公開するわけですな。そのときには、「10分の1やから10分の1をまともに保障するんじゃおまへんで。規模によってはここで頭切りしまっせ」と、その条件までちゃんと公開するわけですな。せやないと、「おいでおいで。10分の1」と言うとなのに、ここで頭切りと言うたら、だましたんかという話になるのでね。そのあたりです。

議長（森本修司君） 大山理事。

理事（大山泰司君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、例えば先ほどこちちょっとお話のありました誘致企業を決める際に審議会を設けるというふうな考え方もあるかと思えます。そういったことをした場合に、奨励策をと

りながら審議が要るのか、決めてもカットされることがあるのかということになれば、奨励策というには弱いという考え方がございますので、今回の場合はこのような形で、審議会を設けないという形にさせていただいたところでございます。

規則で定めると先ほど申しましたけれども、条例及び規則というものは当然公開するものでございますので、例えば内規とかそういったものとは意味合いが違うものでございますので、企業のほうに公開して、そういう形で条件を明示し、明確な形でやっていきたいというふうに思っております。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） 引き続き質問をさせていただきます。

まずは、上程されております一般会計補正予算の18ページになりますけれども、ごみの排出に対する巡回指導、これをシルバー人材センターにお願いしていくということでもあります。とにかくごみをきちんと出してもらおうという点では、その周知には御苦労をおかけすることになりますけれども、結局、駅前の自転車のマナーも同じなんです、そういった形で巡視してもらおうということでないとなかなか守られないというのが現状であろうと思っておりますけれども、それらを改善して、自らのモラルとして出してもらおうという方向に向けてうまい考えはないものか、そういうことに関しては部内ではどういふ議論になっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、条例関係ですけれども、57号、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正についてであります。これは、今般、労働時間の短縮という措置がとられますけれども、人勸では20年人勸で既にこれを指摘しているということでもあります。今までそれを置いてきた理由、どうして今まで置いてきたのかということ、また、今般踏み切るに至った理由、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、今質問のありました60号、企業立地についてもお尋ねをいたします。

おくやま問題に端を発しまして、今般の条例制定ということだと思っておりますけれども、改めて今般制定するに至った経緯を御説明いただきたいと思っております。

この条例の施行ですけれども、その目的が第1条では「川西町に企業等を立地するものに対し奨励金を交付することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町の経済の活性化と住民生活の安定向上に資することを目的とする」と、こういうふうになっています。ですから、こういう条件を提示して企業を誘致するということになろうかと思っておりますけれども、一つは、そういった誘致計画をどういうふう持っているのかということと、それから、うちの条件はこういうことですので、どうぞ来てくださいというふうに誘いをかけますけれども、来てもらうにしても、工業用地、場所がないと、なかなかそれはうまくいく話にもなりませんけれども、現在の唐院工業団地も結



崎工業団地も、いずれにしましてもほぼ入っておりますので、そういう点で、そういった用地についてはどう考えておられるのか。

それから、そうやって来てもらって、そこでその企業が納める税金、あるいは、その企業が来たことによって住民の働く場所ができて雇用の促進につながる、ここがこの目的、ねらいになると思うんですけども、そういう点で言うと、立地した企業への住民の就労状況、どの程度従業員として雇われているのかというのをつかむのはなかなか難しいというふうに思いますけれども、その辺、どのぐらいうちの住民さんが雇ってもらっているのかをつかむ必要があるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

聞いている話では、なかなかその辺は難しいということですがけれども、そしたら、奨励金を出して誘って来てもらって、そこで事業展開をしてもらいますけれども、雇用につながらなかったら、支援しっ放しみたいな面も出てくる。目的からしますと、やっぱり企業が立地して、その税金が入る、住民生活向上に向けて働く場ができる、暮らしの安定につながるという側面があってしかるべきだと思いますけれども、その辺、何を担保にそういった就労の問題を考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

以上、一般会計と条例関係では57号と60号について、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、ごみの話でございますけれども、10月から有料化させていただいて、実施をいたしております。それぞれの集落の中では、自治会長さんが出て、見ていただいて、それぞれの班と申しますか、皆さんに周知していただいて、ほぼ順調にしているんですけども、マンションとかハイツとか、こういう部分につきましてはなかなか周知ができてきていない。そして、なおかつ帰る時間が遅くなったり早かったりということがありますので、そうした中では、ちょっとまだ行き届いていない部分がありますので、これらを、ごみを出される時間が早くなりますので、早くからごみ置き場に立っていただいて、それをシルバーの方々をお願いして指導していただこう、そして定着するまで時間がかかろうと、こういうことでございまして、それぞれ集落はいいんですけども、今申しましたようなことで、ちょっと徹底していない部分がありますので、それらについてこういう形で、また、国のほうからこうした雇用促進のための交付金がありますので、それを活用してやっていこうということでございます。

それから、勤務時間のことにつきましては、20年に施行されたんですけども、住民サービスに対して落ちると申しますか、15分時間が短くなりますので、これはちょっとすぐに施行するのはいかがかなということで今まで延ばしておったんですけども、職員の給与も今回大分ダウンした部分もございまして、そうしたこともあわせて今回でさせていただこうと。そしてまた、国が決めますそういう勧告にできるだけ合わせていくことが一番大

切だと思っておりますので、今回こうしたことで踏み切らせていただきました。奈良県下の市町村もそれぞれ状況を見ながら順次施行していただいているようでございますので、これらにつきましてはそういう形で今回させていただくということでございます。

それから、企業のほうでございませうけれども、今おっしゃったように、新しく来ていただく企業、そしてまた立地されます部分につきましては、雇用促進もございませう。しかし、固定資産税あるいは法人の住民税という形で税を納めていただきますことは、町としても税収上非常にいいこととございませうけれども、その場所がある程度なければいけませんので、今回、結崎工業団地の天理－王寺線の北側に4,000平米ほどの工業団地としての空地がございませうので、それらについても今後していきたい。そしてまた、今後工業団地の見直しをされる場合につきましては、できるだけ増やしていくように地域の皆さん方とも協議をしていきたい、こういうふうに思っておりますけれども、今回市街化区域に出しますのは、GMBが来ております中央道の西側1,500平米ほど、そして、今申しました水道局の北側に4,000平米ほどあるんですけども、ここにつきましては、藤田珈琲が約2,000平米ほどのところへ立地しようという計画で、今開発を出されているようでございませうので、こうした形でできるだけ工業団地の中に埋まってまいりますと、雇用ももちろん大切ですが、税収を入れてもらうことも大切ですし、そこへ行き来していただく職員の方々の交流もまた大切だと、こういうふうに思っておりますので、そういう形でも今後進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） まずはおみの問題ですけれども、周知徹底が中心で、マンション、ハイツの関係でなかなか徹底し切れないところをやりたいということでありました。たちごっこの側面が若干あるようにも聞いていますし、また、出される時間ですけれども、計画では巡視員さんの入ってもらうのは朝の6時から9時ごろというように聞いていますけれども、おみを出されるのは前日の晩とか夜中とか、そういう時間もありますし、その辺のところ、確かに現場でもいろいろ苦勞はなさっていることと思っておりますし、すべてはそれなりに難しいと思っております。時間はかかると思っておりますけれども、おみの分別の問題でありますとか、あるいは焼却の地球環境の問題でありますとか、そういった問題も全般にいろいろな機会を通じて、それぞれが世代を超えて頭に入れていって、その辺の進捗といいますか、進展といいますか、理解を図っていくということも一方では必要ではないかと思っております。その辺もあわせて検討した形で、町の取り組みとして進めていただきますように、その辺、ぜひ部内でも御検討いただきたいというふうに思います。

その辺、町長のお考えがあればお聞きしたいと思っております。

それから、職員給与のほうは、サービスの後退の観点で今まで延ばしたということでありました。20年人勸ですから、時期は大分ずれましたけれど

も、今般、給料引き下げもあるので実施をするということですがけれども、人勧は一つの基準は基準だと思います。別にそれに倣うか倣わんかは見方はあると思いますがけれども、同じ人勧で、給料が出たら、それはストレートに触るけれども、時間のほうはずっと放置というのは、やっぱりどうかと思います。その辺、整合性をとった対応ということで、これからは、こういう問題が人勧で出た場合は、一緒に進めるようお願いをしたいと思います。

それから、企業立地ですけれども、町長の今の話では、どちらかという誘致が中心かなという側面もあるんですけれども、やっぱり住民生活安定にどう役に立つか、これが自治体の取り組みの大事な視点だと思います。そういう観点で企業誘致をして税収の確保を図るのは当然のことだと思いますし、その財源を利用して住民生活に生かしていくという話にはなりますけれども、同時に、そこでの雇用の問題、特に今みたいな状況のときは大きく求められている問題でありますから、目的にもそのことがきちんと、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町の経済の活性化と住民生活の安定向上に資するという問題でありますから、そういう点では雇用につながる、自治体としてそういう証をきちんと持ってこの奨励金を交付するということが大切ではないかというふうにも思います。

そういう点では、この提案では、一定規模以上の企業が対象ということにあります。しかし、それは誘致を中心に行っているからそういうことになると思うんですけれども、住民さんの雇用を中心に、誘致と雇用を兼ね合わせた視点に移しかえれば、別に一定規模以上の企業を対象にしなくとも、新たに立地あるいは設備投資をして起業してくれる、そういうところに対して、住民の雇用があれば、その雇用した企業に対して同じ方式で奨励金を交付すると。使い道は同じだと思いますけれども、そういう方向に切りかえてこそ、この目的からすると、きちんとした方向につながっていくのではないかと思います。応援することには変わりありませんし、そういう意味では、支援方法の今紹介しましたような方向を加味した形での変更等、町長としてはお考えはありませんか。その辺について、60号の企業立地の条例については再度お尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） ごみのことにつきましては、今申しましたような趣旨でございますけれども、できるだけ効率よく早く周知できるように、また庁内でも協議しながら進めていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、企業のほうでございまして、やはり立地します企業の内容によっては、雇用の促進につながる部分と、また、技術的な部分でなかなか雇用が広がっていかないという企業もあると思います。今回、おくやまにつきましては、店舗のほうへ、パートと申しますか、そうした形でできるだけ川西町から雇用していただけるようお願いはしているんですけれども、先ほど申しました藤田珈琲ですか、そういう企業が来ましたときには、ちょ

っと技術がある程度必要かなと思いますので、雇用がどこまで広がっていくのか、つながっていくのかということはちょっと疑問なんですけれども。しかし、これらにつきましても一般の方が行けるような分野をできるだけ広げてもらうようにしていきたいと思っておりますし、また、今立地しておりますGMBにつきましても拡張されますけれども、これらにつきましても工場が拡張されましたら、周辺の方々が時間的な形で就労されたりしておられますので、それらもまた広げてもらうように、地域の方から雇用してもらうように、企業のほうにお願いをしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、今般上程の議案第50号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第61号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの12議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、議案第60号の川西町企業立地促進条例の制定についてのみ反対で、あとの議案については賛成の立場からのものであります。

まず、議案第50号から56号までの一般会計並びに各特別会計の補正予算についてであります。これらは、今年の人勸に倣って実施した給与等の減額に伴う人件費関係の補正を初め、特別会計では基本的に実績による必要額の補正、一般会計では、インフルエンザへの対応として、その対象者に順次ワクチン接種が実施されてくる中、非課税対象者への国の補助予算が確保されたことに伴うものや国からのミサイル等の着弾情報など、そういうものがあれば自動的にリンクして住民に伝達するためのシステムの増設、遷都1300年事業の磯城フェスタへの協賛や本年10月実施の指定ごみ袋の徹底に向けた巡視員の導入等、必要な予算計上がなされているものであり、賛成するものであります。ごみの指定袋の徹底に関しては、ごみ分別と資源化の効果を日常の暮らしを通じて自然に周知が図られ、地球温暖化や地域の環境保全の促進に住民自らの行いが結びつく営みとなっていることが自覚されるように、日常的なフォローを行政がそれぞれの部局の取り組みを通じて広く行うことが重要であると考えます。時間と忍耐が必要でありましようが、そうした粘り強い取り組みを各部局に徹底し、実行に移すよう、その取り組みを求めるものであります。

次に、議案第57号から61号までの各条例案についてであります。

57号の職員の勤務時間の短縮は、既に20年人勸で打ち出されているものであり、本来は既に実施されていてしかるべきであります。決して人勸を奨励するものではありませんが、給与等の勧告に関してはすぐに実施に踏み

切っているのが実情ですから、給与をそのように従うのであれば、それとの整合性もしかれて至極当然であります。その是非は別として、人勸に準拠するならするで、こうしたずれが生じることのないように図られんことを申し述べる次第であります。

次の５８号と５９号の介護保険と後期高齢者に関する条例は、延滞金の扱いについて法改正がなされ、それに合わせるための改定であり、６１号の国保病院の組合規約の変更も交付税措置の受け入れを行うための変更であり、いずれも賛成するものであります。

次に、反対議案の議案第６０号、本町への立地企業に対する支援条例の制定についてであります。

制度としてはあってしかるべきと考えるものであります。今般の内容は、一定規模以上の事業所を対象とするだけのものであり、町内で起業しようとする者全般を対象にするものにはなっていません。ここをフォローしてこそ、本条例の目的を達成し、効果を発揮するものと確信する次第であります。その上で、本条例案の目的を見てもみますと、町内に企業等を立地するものに対して奨励金を交付することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町の経済の活性化と住民生活の安定向上に資することを目的とする、としています。つまり、町としては、一定規模以上で起業してくれたり増設してくれたら、その業者に対して奨励金を出すという条件をつける。このことで新たな企業等が町内に来てくれたり増設してくれる可能性が生まれる。来てくれたら、そこに住民の働く場が開かれる。そのことで住民の雇用の安定と収入の確保の道が開け、町としては税収の確保につながり、町の経済の活性化につながるの見通しであります。しかし、今の質疑を通じてもやり取りがありましたが、来てもらうにしましても、スペースはそうなさそうでありまして、各企業の住民の雇用状況をつかむすべも現状ではなかなかなさそうあります。

そういうこと言うならば、本条例案のように起業したことに対する奨励金の交付という方法をとるのではなく、既にこれまでに雇用問題の改善をテーマにし、この場でも提案しておりますように、本町住民を雇用したことに対して奨励金を交付する方法をとるほうが、住民の雇用と暮らしの安定につながるためには確実性がありますし、効果が発揮されると見ることができるのではありませんか。また、立地を促すからには、迎える準備として用地の確保も当然必要になってまいります。現状では、こうした点がそうありませんし、手をつける方向性も検討はなされているようでありますけれども、そう示されはしていません。この点でも、本町住民の雇用という観点に方法を変えるほうが、企業の立地や規模に関係なく、広く全体にわたって効果を発揮し、条例案の目的が達成されるものと確信する次第であります。

よって、本条例案に対しましては、町長の今般の提案に加えて、今申し述べましたことも加味した内容への見直しを求めまして、本条例の制定には反対するものであります。

議員各位には賢明な御判断をお願い申し上げ、今般上程の12議案に対する私の賛成と反対のそれぞれの討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 議案第60号に対して、ただいま反対討論がございました。私は、これに対して賛成討論をいたします。

反対討論は、3点にまたがって述べておられたような気がします。まずは、規模について制約条件をつけるのはいかがなものか、それから、用地が十分手当されていないじゃないかと。ただ、用地は全然ないわけではないですね、先ほど町長の御説明がありましたように、何ぼかずつあるんです。あれが一遍に埋まるほど来てくれたら、これほどありがたいことはございません。規模、用地の問題は、今回この条例案を制定して、その運用をしながら、また条例改正という手段があるわけですから、とりあえず今までなかった実質条例として、こういう誘致条例を川西町として初めて制定する、非常に意義があることだと思います。

さて、先ほどの反対討論で実は一番重点があったのは、雇用の問題なんです。いいですか。民間企業というのはね、雇用の問題にあれこれ条件をつけられたら、来よらしませぬや。その辺がわかってない。いわゆる自治体ベースであるとか、ある種の党派に偏った物の考え方なので、民間企業は、ほんまに雇用については自主権を持っておらなったら、会社経営なんかできないんですよ。だから、雇用についてはとやかく条件なんかつけるべきではない。つけたところで、それだけの人、人材がこの町におるのかという問題につながってくるわけですから、それはとやかく討論して反対して触れるべき問題ではないと私は思います。

よって、最初の実質条例案ですから、若干不備な点はあることを容認した上で、まずはこの条例案を賛成で成立させることが肝要であろうかと思い、賛成討論をいたします。

以上であります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第50号から議案第56号の7議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第57号から議案第59号の3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第2、議案62号、川西小学校地上デジタルテレビ等機器取得についてを追加議案とし、上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、追加議案とし、上程いたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 追加して審議をお願いいたします議案第62号、川西小学校地上デジタルテレビ等機器取得について御説明申し上げます。

川西小学校にデジタルテレビ21台、実物投影機20台、ブルーレイディスクレコーダー21台を整備いたします物品購入につきまして、12月2日に、株式会社カギオカ、岸田電化センター、シオン技研株式会社、奈良文庫電気設備株式会社、奈良県農業協同組合川西支店、磯部電気商会の6者により指名競争入札を実施いたしましたところ、奈良文庫電気設備株式会社が578万円で落札いたしましたので、消費税を含めて606万9,000円で同社と物品購入契約を結ぼうというものでございます。

当契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長(森本修司君) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

質疑ありませんか。

芝議員。

10番議員(芝和也君) ただいま説明のありました川西小学校での地上デジタルテレビ等機器の取得についてであります。今般の入札は、町長の説明のとおり、6者の指名ということであり。指名競争入札ですので、この6者に至った経緯を御説明いただきたいと思っております。

それから、この入札の予定価格は今の説明ではありませんでしたが、これ

をお示しいただけますか。

また、建設で既に始められていますような事前公表の方針についてはどのようにお考えか、その辺の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

それから、入札に関してですが、これも建設では最低制限価格が設けられていますけれども、物品購入では、今回それは入れていないということでありました。その辺についてどうお考えかということと、そして、これもいつもお尋ねいたしますが、物品購入での一般競争入札に対する町長の方針、考え方はどうお持ちかということをお示しいただきたいといます。

以上4点、お願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 経過につきましては、教育委員会でございますので、教育長のほうから御説明させていただきます。

教 育 長（森杉衛一君） 6者選定の経緯については、2年に一度ですか、指名願というのを上げていただいております。その指名願をもとに、家電を扱っている業者を選ばせていただいているということで、まず地元から始めて、地元で会社数がそろわない場合には近隣の市町村ということで追っかけております。

それから、予定価格については、税込みなんですけれども、1,250万8,650円ということで、入札比較価格については1,191万3,000円ということになっております。

それから、今回公表しなかったという考え方なんですけれども、できれば公表に踏み切りたかったんですけれども、よその入札状況なんかを判断すると、公表しないで競争していただいたほうがいだろうということで、公表せずに実施いたしました。

それから、最低価格については、1,000万円以上は設けているんですけれども、今回もできる限り物品購入、特に家電メーカーの販売状況等も勘案して、最低価格を入れずに競争してもらおうほうが、より競争性が出てくるんじゃないかという方向で実施いたしました。

私の範疇ではこれまでということで、失礼します。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） あとは一般競争入札と指名ですな。前々からも申しておりますとおり、大きな事業につきましては、ある程度期間を持って計画を立てて実施していきますので、これについては今までもしておりますとおり、一般競争入札という形で進めていきたいと思っております。

しかし、こうした時限的な部分につきましては、一般競争入札の場合は相当期間も必要になりますので、今回もこれが国の交付金などが支給されるようになって、それを急遽こうした形でやっていきますので、こういう場合は、やはり指名競争入札で地域の方々にも入っていただいでしていくのが一番妥当ではないかなというふうに思っておりますので、そういうふうにひとつ御理解いただきたいといます。



議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 一つは、6者指名に至る経緯ですけれども、とにかく町内指名業者が4者ということで、入札の場合、5者以上の規定で、その次は近隣を入れると。近隣が2者あったから2者入れて、今回6者ということでありました。いずれにしても、入札はやっぱり競争してもらうのが目的でありますし、そういう点では町内業者で数がそろわない場合は町外の業者ということになると思いますけれども、そこは特に近隣にこだわる必要はなく、全体でどのぐらいの参加でいけば競争になるか、そこら辺の目安で業者選定というのはあってしかるべきではないかというふうに思いますけれども、その辺、近隣の2者だけ入れて6者にしたというところは、近隣を越えて県内全体とか、全国に広がると、聞いている話では20者ぐらいの指名願いが出ているということでしたけれども、どのぐらいが妥当かわかりませんが、町内でそろわない場合は県内全体で競争してもらうとか、数的にも10者までということですから、十分可能ではないかと思っておりますけれども、その辺の判断はありませんか。お尋ねしたいと思います。

それから、予定価格が今示されました。落札のほぼ倍ぐらいの予定価格の設定ということでありまして。予定価格は、町がこれぐらいでいこうという一つの基準でありますから、それに対して何ぼで落ちたかというのが、我々判断する側の一つ材料にはなってくるというふうにも思います。そういう点では、予定価格というのは公表に踏み切る形で実施をし、また、住民さんが買う買い物でありますから、そういう点でも、皆さんにかわって「このぐらいで予定しております」ということできちんとしていける方向があつてしかるべきではないかと思っておりますので、公表に踏み切ることを改めて求めますが、その辺のお考えをお示しいただきたいと思っております。

事前公表の話ですけれども、事前公表になりますと予定価格が出ますから、そうなりますと競争性がどうかということにはなってくると思うんです。しかし、町が予定価格と最低制限価格を入れておいて、その間で競争してもらおうということになりますと、それはそれで住民の前に明らかにされているわけですから、問題は起こってこないと思っておりますし、また、事前公表ということになりますと、情報の漏えいの問題とか、あるいは情報のさまざまな画策の問題とか、そういうことが起こりませんので、そういう点では職員の皆さんをきちんと守っていけるものと私は思いますけれども、そこら辺について方向性をどうお持ちか、改めてお尋ねをしておきます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 6者になった経過につきましては、また教育長のほうから説明させていただきますけれども、やはり予定価格は公表に向かって進めていくべきだと思いますので、十分検討いたしまして、特に支障がない限り公表する方向で進めていきたい、こういうふうに思っております。

それから、最低制限価格というのがありますけれども、工事の場合は、これはやはりある程度必要ではないかなと思っております。しかし、物品の場合は、

購入される価格に相当開きが出てくるのではないかと思いますし、これはちょっと最低制限価格を設ける必要があるのかないのかということも今後十分検討してまいりたいと思います。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（森杉衛一君） 近隣よりも県内に広げるということなんですけれども、従来、我々が工事を担当しておったときもそうなんですけれども、地元をメインにして、それから外へ広げていく。順番に広げていったと思います。ただ、一遍に奈良県内というふうな形で広げることによって、どれぐらいの応札があるか。応札してもらうがために地元の事業者が入れないとか、そういう不安もありますので。というのは、こもとの卸売業者と小売を同時に競争さすというののもいかなものかと思ひまして。そういうことから勘案して、今回のメンバーとなったというふうに御理解願えたらと思います。

以上です。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 極めて初歩的な質問。これ、予算計上されてましたかな。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 9月議会に出させていただいております。（「そこで補正したんですな」と宗行議員呼ぶ）

はい。

議長（森本修司君） 宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） それと、これについて国からの補助金とか何かは。

議長（森本修司君） 大山理事。

理事（大山泰司君） テレビに関しましては、9月補正で上げさせていただいております。これは、例の国の臨時経済対策の交付金事業として財源が保障されているものでございます。（「100%。」と宗行議員呼ぶ）

100%です。

この入札金額の単価につきましても、補助事業でございますので、一定の参考価格というのはございます。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝和也君） それでは、川西小学校地上デジタルテレビ等機器の取得についての討論を行います。態度表明は、反対の立場からのものです。

今般の提案は、2011年のテレビの地上アナログ波の廃止に伴い、地上

デジタル化へ移行するためのテレビ等を購入する契約案件であります。デジタル化への移行に伴うテレビ等の設備の入れかえそのものについては決して反対するものではありませんが、議案として求められているのは、その購入に関しての契約であり、その契約に至る入札が適法適正に執行され、税金の支出が妥当かどうかの判断が求められている問題であります。

今般の入札は、その方法は指名競争入札で実施され、6者を指名し、2者が辞退した中で、残る4者の競争で行われたものであります。本町の入札規定では、5者以上の競争ということでありますから、これでいきますと、町内の業者は4者しかありませんので、必然的に町外の業者を選定する必要があり、今の質疑を通じて説明があったように、近隣の2者を指名したということであります。それぞれの業者がどうのこうのということではありませんが、業者への発注、事地元に関しては、実績に加え育成の観点が行政としては備えておく大事な点であります。町外の業者への指名に関しては、本町としては特にそういう必要性は感じませんし、これまで実績を一つの参考にしながら、指名願、あるいは町外についてはまずは近隣からということが進められているようではありますけれども、いずれにしてもそれぞれの業者の指名願を受理している以上は、特に近隣にこだわる必要はないものと考えます。むしろ全体に出してこそ、より競争性が発揮されることにつながるものと判断する次第であります。

また、今回の入札では、最低制限価格がしかれませんでした。事後において予定価格の公表も見られませんでした。本日の議会で始めて口頭で示すにとどまっています。これでは、落札額の妥当性についても、妥当かどうかはなかなか判断しかねる状態であります。予定価格並びに最低制限価格は町としての一つの基準でありますから、当然住民の皆さんに対しても、今度の品物はこれくらいを予定していましたところ、入札の結果こうなりましたと報告するべきものではありませんか。

同時に、一步次元が進んで、建設事業のように事前公表という措置に踏み切るならば、予定価格の漏えいの心配も情報の画策からも、必然的に職員の負担軽減につながることでありますから、方向としては、世間では情報公開の流れのもと、事前公表も含め、実施に踏み切られている様相をうかがうことができます。また、入札全般にわたっては一般競争入札へ移行中でもあります。この点で、町長自身もその方向性、公開についてはやぶさかではないという意見であります。ただ、時間の問題、その辺のところでは入札の方法を考慮しているということでありますけれども、この点でも、本町の入札方法をぜひ検討していただきたいと思えますし、その辺の余地はあるものと考えます。

十把一絡げに指名競争の方法を選択することを否定するつもりはありませんが、時代の進展に照らしても、全体として従前同様の方法については見直しに着手し、住民の皆さんの前に契約に関する一連の経過がつまびらかになるよう、事入札に関する取り組みについては改善を求める次第であります。

よって、今般の契約案については反対するものであります。

議員各位には、賢明なる御判断をお願い申し上げ、私の討論といたします。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案62号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案について慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長より厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、その御苦勞に対しまして厚くお礼を申し上げます。成立を見た各議案につきましても、執行に当たりましては適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされんことをお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事越年され、御多幸な新春を迎えられますよう心よりお祈りいたしまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町議長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜りまして、議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

これからも町政の充実に向けまして精いっぱい努力してまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、今後も川西町の発展充実のために一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

今年も余すところ2週間余りになりました。年末に向かいまして寒さも加わってまいります。議員各位におかれましては、どうか健康に御留意をいただきまして、御健勝でよい新年を迎えられますことを御祈念申し上げます。御礼にかえさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成21年川西町議会第4回定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前 10 時 58 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年12月14日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第 50 号	平成 21 年度川西町一般会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 51 号	平成 21 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 52 号	平成 21 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 53 号	平成 21 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 54 号	平成 21 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 55 号	平成 21 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 56 号	川西町水道事業会計補正予算について	12 月 14 日	原案可決
議案第 57 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	12 月 14 日	原案可決
議案第 58 号	川西町介護保険条例の一部改正について	12 月 14 日	原案可決
議案第 59 号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	12 月 14 日	原案可決
議案第 60 号	川西町企業立地促進条例の制定について	12 月 14 日	原案可決
議案第 61 号	国保中央病院組合規約の変更について	12 月 14 日	原案可決
発議第 4 号	非核日本宣言を求める意見書について	12 月 10 日	原案可決
議案第 62 号	川西小学校地上デジタルテレビ等機器の取得について	12 月 14 日	原案可決